

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第3635395号
(P3635395)

(45) 発行日 平成17年4月6日(2005.4.6)

(24) 登録日 平成17年1月14日(2005.1.14)

(51) Int. Cl.⁷

H04N 1/00

F I

H04N 1/00 106B

請求項の数 5 (全 8 頁)

(21) 出願番号	特願平10-282631	(73) 特許権者	000001270
(22) 出願日	平成10年10月5日(1998.10.5)		コニカミノルタホールディングス株式会社
(65) 公開番号	特開2000-115434(P2000-115434A)		東京都千代田区丸の内一丁目6番1号
(43) 公開日	平成12年4月21日(2000.4.21)	(72) 発明者	鎌田 隆史
審査請求日	平成15年3月10日(2003.3.10)		東京都日野市さくら町1番地コニカ株式会社内
		(72) 発明者	巖 道利
			東京都日野市さくら町1番地コニカ株式会社内
		(72) 発明者	高畑 寿広
			東京都日野市さくら町1番地コニカ株式会社内
		(72) 発明者	山下 潔
			東京都日野市さくら町1番地コニカ株式会社内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 ファクシミリ装置

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

送信先を指定する指定情報を入力する指定情報入力手段と、該指定情報によって指定された送信先への送信許可の状態にファクシミリ装置が移行するための送信開始入力手段と、操作者に対する指示やファクシミリ装置の状態を表示するとともに入力を受け付けるタッチパネルを操作部に有するファクシミリ装置において、

誤送信防止モードと通常送信モードの切替設定を受け付けるモード切替手段と、前記送信開始入力手段の操作とは別の操作により送信許可の状態へ移行するための前記タッチパネルの表示部分を有し、

前記モード切替手段により前記通常送信モードの入力が受け付けられている場合には、前記指定情報入力手段の操作後に、前記送信開始入力手段の入力により送信許可の状態に移行し、

前記モード切替手段の操作により前記誤送信防止モードが設定されている場合には、前記指定情報入力手段の操作後に、前記送信開始入力手段への操作及び前記タッチパネルの表示部分への操作によって送信許可の状態に移行することを特徴とするファクシミリ装置。

【請求項2】

前記指定情報入力手段の入力によって、前記タッチパネルの表示部分に送信先を表す表示情報が表示されることを特徴とする請求項1に記載のファクシミリ装置。

【請求項3】

前記タッチパネルが、前記指定情報の入力が行われる部分を有することを特徴とする請

10

20

求項 1 又は請求項 2 に記載のファクシミリ装置。

【請求項 4】

前記タッチパネルとは異なる前記操作部の位置に、送信許可の状態に移行するための送信開始入力手段を設けたことを特徴とする請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載のファクシミリ装置。

【請求項 5】

前記送信許可の状態が他の優先する送信ジョブ又は送信中のジョブがないときには、送信を開始する状態であることを特徴とする請求項 1 ~ 4 のいずれか 1 項に記載のファクシミリ装置。

【発明の詳細な説明】

10

【0001】

【発明の属する技術分野】

本発明は、送信先の設定、送信開始などの操作を行う操作パネルの工夫によって、誤送信を防止し、また効率のよい送信を行うことができるファクシミリ装置に関する。

【0002】

【従来の技術】

ファクシミリ通信における大きな問題の一つは誤送信である。操作者が誤って送信先の電話番号を入力したために、送信できない場合があるが、このように送信できない場合には、操作時点で誤入力分かるので、未だ問題の重大性は低いが、誤って入力した相手に送信されてしまった場合には、問題は重大である。単に、送信内容が相手に伝わらないだけでなく、機密漏洩の問題がある。

20

【0003】

この様な送信先の入力時の誤操作を防止するために、例えば、短縮番号を用いた送信先の指定とか ID による送信先の指定などの送信先の指定などの指定法がとられている。

【0005】

【発明が解決しようとする課題】

従来技術における前記のような種々の対策にもかかわらず、前記の問題、即ち送信先の入力における誤操作の問題及び送信作業に時間がかかると言う問題に対する従来の対策は不十分である。即ち、誤操作の問題では、短縮番号或いは ID による相手先の指定の場合でも、その指定を誤ってする確率が電話番号を直接入力するよりは低減されるにしても、なお、残っており、誤って送信先を指定する場合が出ることは否定できない。短縮番号や ID の入力によって指定する場合には、入力される番号の種類が限定されたものになるために、誤入力の結果、送信不能となるよりも意図しない相手に送信される確率が高くなって、機密漏洩の防止と言う観点からは、改善の程度は高くないと言わざるを得ない。

30

【0006】

本発明は、従来技術における前記のような送信先の誤入力に関連する問題を解決して、誤操作が有効に防止されたファクシミリ装置を提供することを目的とする。

【0009】

【課題を解決するための手段】

前記の本発明の目的は、
送信先を指定する指定情報を入力する指定情報入力手段と、該指定情報によって指定された送信先への送信許可の状態にファクシミリ装置が移行するための送信開始入力手段と、操作者に対する指示やファクシミリ装置の状態を表示するとともに入力を受け付けるタッチパネルを有するファクシミリ装置において、
誤送信防止モードと通常送信モードの切替設定を受け付けるモード切替手段と、前記送信開始入力手段の操作とは別の操作により送信許可の状態へ移行するための前記タッチパネルの表示部分を有し、
前記モード切替手段により前記通常送信モードの入力が受け付けられている場合には、前記指定情報入力手段の操作後に、前記送信開始入力手段の入力により送信許可の状態に移行し、

40

50

前記モード切替手段の操作により前記誤送信防止モードが設定されている場合には、前記指定情報入力手段の操作後に、前記送信開始入力手段への操作及び前記タッチパネルの表示部分への操作によって送信許可の状態に移行することを特徴とするファクシミリ装置、によって達成される。

【 0 0 1 0 】

【 発明の実施の形態 】

図 1 は本発明の実施の形態に係るファクシミリ装置の機能部分を示したブロック図である。図 1 において、1 はハードキー、2 はタッチパネルである。ハードキー 1 とタッチパネル 2 については後に図 2 により説明する。

【 0 0 1 1 】

3 は原稿が載置される原稿載置台から搬送される原稿の画像を読み取る読取手段、4 は原稿載置台に載置された原稿を 1 枚ずつ読取位置に搬送し、排紙皿に排出する搬送手段、5 は受信した画像信号から得られた画像情報に基づいて画像を記録する記録手段、6 は原稿載置台上に原稿があるか否かを検知する原稿検知手段、7 は読取手段 3 により読み取られた画像情報を符号化処理して送信画像信号を作成する符号化手段、8 は符号化された受信画像信号を記録用画像情報に復元する復号化手段、9 は画像信号及び伝送制御のための手順信号の送受信を行う通信手段、10 は読取手段 3 により読み取られた画像情報及び受信した画像情報を記憶する画像メモリ、11 は送信先のアドレス情報などを記憶する登録メモリである。送信先のアドレス情報としては、相手先の、電話番号や短縮番号や ID や会社名、部署名、個人名と言った名称などがある。これらのアドレス情報は電話番号を中心に関連づけられている。

【 0 0 1 2 】

12 は前記の各手段を監視し、制御する制御手段である。

【 0 0 1 3 】

図 2、図 3 は、ハードキー 1 及びタッチパネル 2 が配置された操作部の平面図である。操作部は、ファクシミリ装置を、送信を許可する送信許可の状態にする送信開始入力手段としての開始ボタン H1、原稿の読取から送信に至る、送信に関連したファクシミリ装置の動作の中止を指示する中止ボタン H2、及び入力された送信先の情報をクリアするクリアボタン H3 を有し、これらのボタンはハードキーで構成される。操作部は、またタッチパネル 2 を有し、タッチパネル 2 には、操作者に対する指示やファクシミリ装置の状態の表示を行うとともに、入力を受け付けるメッセージエリア T1、電話番号や短縮番号の入力を受け付けるテンキー T2、短縮番号による入力を受け付ける入力モードへの切替を受け付ける短縮ボタン T3、送信先の ID や名称などを入力することによって、送信先を指定する入力モードに切り替える属性ボタン T4、誤送信防止モードの表示と通常送信モードの表示及び誤送信防止モードと通常送信モードの切替設定を受け付けるモードボタン切替 T5、並びに、送信先を指定する ID、名称を入力する文字キー T6 を有する。なお、モード切替ボタンについては、図 3 (d) に拡大して示した。

【 0 0 1 4 】

メッセージエリア T1 には、図 3 (c) に示すように、送信先の名称 (会社名、部署名、人名等) 及び電話番号が表示される表示部分 T7 がある。表示部分 T7 に表示される項目は送信先を間違いなく示すものであればよく、名称のみでもよい。表示部分 T7 は、またファクシミリ装置を、送信を許可する状態にする送信開始入力手段として機能を有する。

【 0 0 1 5 】

本実施の形態は、通常送信モードと誤送信防止モードを具備している。通常送信モードでは、送信先を指定する情報を入力し、即ち送信先の電話番号、短縮番号、ID 或いは名称を入力した後、開始ボタン H1 を押せば、ファクシミリ装置は送信を許可する送信許可の状態に移行する。

【 0 0 1 6 】

誤送信防止モードでは、送信先を指定する情報を入力し、即ち送信を指定する電話番号、短縮番号、ID 或いは名称を入力した後、この入力によって送信先が表示されたタッチパ

10

20

30

40

50

ネル 2 の送信先の表示部分 T 7 をタッチすることがファクシミリ装置を、送信を許可する送信許可の状態に移行するための必要条件となる。

【 0 0 1 7 】

名称など送信先を操作者に認識させる表示をタッチすることによって、ファクシミリ装置を、送信を許可する状態にする誤送信防止モードでは、視覚による確認が常に付随する送信開始操作となるので、誤送信が確実に防止される。

【 0 0 1 8 】

以上説明した構成のファクシミリ装置の作動を図 4 により説明する。

【 0 0 1 9 】

本実施の形態に係るファクシミリ装置における送信時の操作は次のような手順で行われる。 10

【 0 0 2 0 】

1 送信しようとする情報を担持した原稿をファクシミリ装置の原稿載置台に載置する。

【 0 0 2 1 】

2 送信モードを入力する。この操作はモード切替ボタン T 5 をタッチする操作であり、1 回の操作毎に、通常送信モードと誤送信防止モードが切り替わる循環切替を行う操作である。

【 0 0 2 2 】

3 送信先を指定する。この操作はタッチパネルの部分 T 2 又は T 6 から電話番号、短縮番号、ID 又は名称を入力する操作である。 20

【 0 0 2 3 】

4 ファクシミリ装置を送信許可の状態に移行させる送信開始の入力をする。この操作は、送信開始ボタン H 1 を押すか又は表示部分 T 7 をタッチする操作である。なお、表示部 T 7 をタッチした後、送信開始ボタンを押すことによって、送信許可の状態に移行させるようにすることもできる。

【 0 0 2 4 】

前記の 1 ~ 4 の操作において、4 の操作は最後に行われるが、1 ~ 3 の操作の順序に関してはこれら 3 つの操作の前後は問われない。但し、原稿がセットされて、原稿の読取及び原稿の搬送が開始された後に、送信先を指定する指定情報の入力を行うことができ、この点が大きな特徴である。 30

【 0 0 2 5 】

原稿が原稿載置台に載置される前の操作部の状態は図 2 (a)、図 3 (a) に示すとおりであり、「原稿を載置し、送信先を入力して下さい」と言うメッセージが表示される。

【 0 0 2 6 】

本実施の形態では、原稿載置台に原稿が載置されているか否かが原稿検知手段 6 によって監視され、原稿が検知されると、原稿搬送手段 4 によって原稿の搬送及び読取が開始される (S 1、S 2)。読取によって得られた画像情報は画像メモリ 1 0 に記憶される。

【 0 0 2 7 】

次に、ステップ S 3 において、通常モードか誤送信防止モードの入力を受け付ける状態が設定される。そして、送信先の入力を待つ状態となる。原稿台に原稿が載置され、通常送信モードか誤送信防止モードの設定が行われた操作パネルの状態が図 2 (b) と図 3 (b) に示す状態である。図 2 に示す表示がなされるか、図 3 に示す表示がなされるかはステップ S 3 で示す誤送信防止モードが設定されているか否かによって分かれる。図 2 (b) に示す表示は通常送信モードが設定されている場合であり、図 3 (b) に示す表示は誤送信防止モードが設定されている場合である。 40

【 0 0 2 8 】

図 2 (b)、図 3 (b) に示すような送信先の入力を指示するメッセージにしたがって、送信先が入力されると、送信先の指定が受け付けられる (S 4)。送信先の指定はテンキー T 2 や文字キー T 6 を使った電話番号、短縮番号、ID 或いは名称の入力により行われ 50

る。

【0029】

これらの入力された送信先を指定する情報と送信先の対比は登録メモリ11に記憶されており、該メモリからの検索が行われる(S5)。短縮番号による送信先の指定が行われた場合、入力された短縮番号は図2(c)、図3(c)に示すように、タッチパネルに表示される(S8)。

【0030】

表示部分T7に表示される情報は、短縮番号や電話番号と言ったような単一の情報である指定情報とは違って、送信先の電話番号と名称を合わせて表示と言うように複数種の情報による表示が望ましく、短縮番号の入力による送信先の指定か電話番号の入力による送信先の指定のように、指定情報が変わる場合にも、同一の送信先に対しては同一の表示とすることが望ましい。

10

【0031】

なお、入力された送信先が登録メモリにない場合には、電話番号の入力を指示するメッセージ(図示せず)がメッセージエリアT1に表示され(S7)、送信先のクリアを待つ(S13)、ステップS3に戻る。

【0032】

また、入力された送信先の情報が電話番号或いは名称であった場合に、図2(c)、図3(c)と同様にこれらの入力指定情報が表示され、ステップS16に移行する。

【0033】

通常 of 送信モードにおいては、図2(c)に示すように、送信先の表示とともに、「送信を開始する開始ボタンを押して下さい」と言うメッセージが表示されて、操作者が開始ボタンH1を押すことにより、装置は送信を許可する送信許可状態となる(S9)。

20

【0034】

送信許可の状態では、優先する他の予約送信ジョブがある場合、又は送信中のジョブがある場合には、優先する送信の完了を待つ、或いは送信中にある送信の完了を待つ、ステップS8で表示された送信先への送信が開始される(S10)。

【0035】

ステップS16において、誤送信防止モードが設定されていると判断された場合、即ち、ステップS3以降において、誤送信防止モードボタンT5の操作によって誤送信防止モードが設定されている場合には、「IDが表示されたボタンを押して下さい」と言うメッセージが表示される。このメッセージに従って、タッチパネル2の表示部分T7をタッチすると、送信を許可する送信許可の状態となる(S9)。

30

【0036】

このように、送信先の名称や電話番号が表示されたボタンをタッチするという操作は、送信先を目で確認することが送信開始操作の中に必然的に組み込まれる操作であり、誤操作となる確率が極めて低い。なお、誤送信防止モードが選択されている場合には、誤送信を防止するために、送信開始ボタンH1を押す操作のみでは、このボタンからの入力が無効とされる(S11)。

【0037】

但し、誤送信防止モードにおいて、タッチパネル2の表示部分T7から送信開始を入力した後に、送信開始ボタンH1を押す操作により送信を許可する状態にするように構成してもよい。誤操作防止モードにおいても、前記の通常 of 送信モードにおける同様に、ステップS9から直ちに送信が開始されるのではなく、他の優先ジョブがある場合或いは送信中のジョブがある場合には、他のジョブが完了した後に、指定した送信が開始される。

40

【0038】

ステップS10 of 送信開始は、誤操作防止モードにおいては前記に説明したように、通常送信モードにおいて行われる、送信先の指定操作と送信開始ボタンH1の操作の一部をタッチパネル2の表示部分T7をタッチするという操作に変えるか、又は通常送信モードにおける前記操作に加えて、タッチパネルの表示部分T7をタッチする操作を付加する操作

50

によって、実行される。このように、誤操作防止モードにおいては、タッチパネルの表示部分 T 7 の操作が送信開始の必要条件となる。

【 0 0 3 9 】

送信先を指定した後に、クリアボタン H 3 が操作されると (S 1 2)、指定がクリアされ、指定を待つ状態になる。また、本発明の実施の形態においては、ステップ S 2 からステップ S 9 までのルーチンにおいて、例えば、1 0 0 m s e c の間隔で S 1 4 と S 1 5 からなる割り込みがかけられ、必要に応じて送信設定を中止することができるように、構成されている。キャンセル (S 1 5) が入力されたときは読取により画像メモリに画像情報が蓄積されているときには、蓄積された画像情報がクリアされて、原稿載置台上の原稿の有無を監視するステップ S 1 に戻る。

10

【 0 0 4 0 】

【発明の効果】

本発明によって、送信先の名称など送信先の示す情報を確認することが送信開始を指示する操作において常に行われるので、誤送信が確実に防止される。

【図面の簡単な説明】

【図 1】本発明の実施の形態にかかるファクシミリ装置の機能を示すブロック図である。

【図 2】図 1 に示すファクシミリ装置の操作パネルを示す図である。

【図 3】図 1 に示すファクシミリ装置の操作パネルを示す図である。

【図 4】図 1 に示すファクシミリ装置の送信における制御プログラムのフローチャートである。

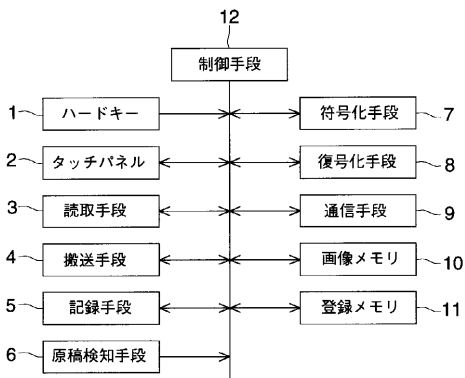
20

【符号の説明】

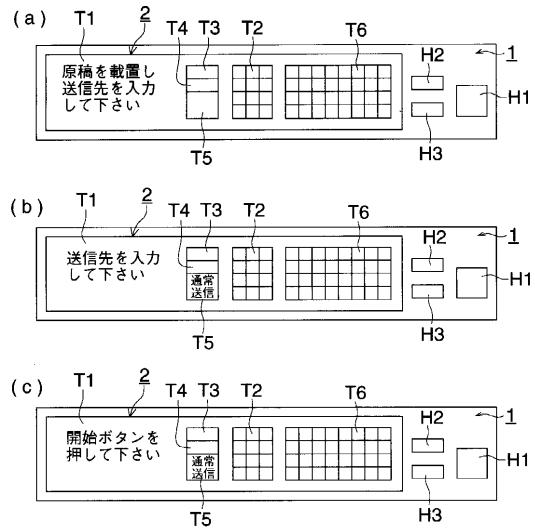
- 1 ハードキー
- 2 タッチパネル
- 3 読取手段
- 4 搬送手段
- 5 記録手段
- 6 原稿検知手段
- 7 符号化手段
- 8 復号化手段
- 9 通信手段
- 1 0 画像メモリ
- 1 1 登録メモリ
- 1 2 制御手段

30

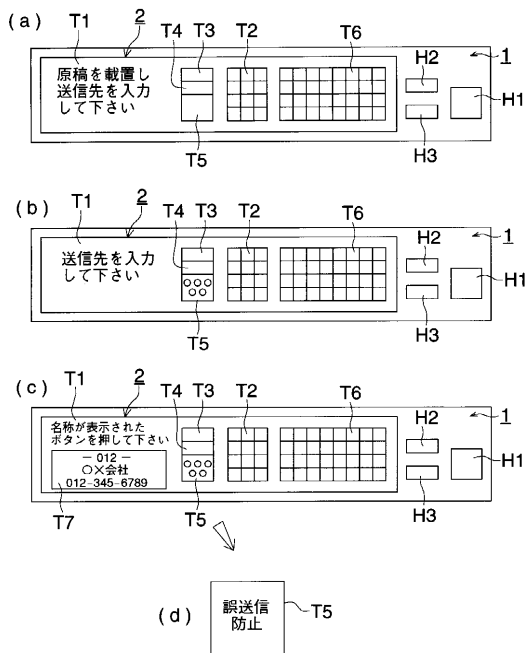
【図1】



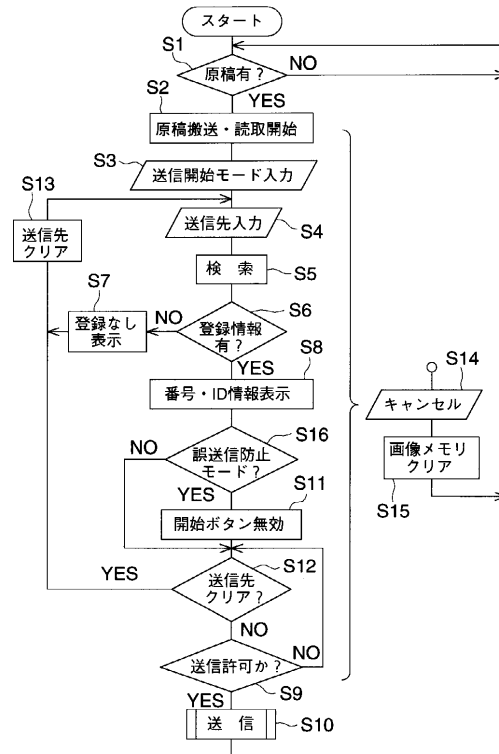
【図2】



【図3】



【図4】



フロントページの続き

審査官 日下 善之

(56)参考文献 特開平09 - 219756 (JP, A)
特開昭63 - 284967 (JP, A)
特開平03 - 256445 (JP, A)

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)
H04N 1/00 106